

特定非営利活動法人オレンジハートリボン協会

評議員会要綱

特定非営利活動法人オレンジハートリボン協会（以下「当法人」という）は、評議会を設置する。

第1条（目的）

評議会は、当法人の活動に対する意見・アドバイスにより有意義な活動を推進することを目的とする。

第2条（評議員会の定義）

評議会は、当法人の目的に賛同し、有識者・賛助会員（プラチナ会員・ダイヤモンド会員）から構成される個人又は団体をいう。総会において議決権を持たない会員である。

第3条（評議員の選任）

- （1）有識者における評議員は、理事の推薦に基づき理事長が選任するものとする。
- （2）賛助会員（プラチナ会員・ダイヤモンド会員）として、入会が有効になった個人・法人・団体。

第4条（評議員会の開催）

- （1）原則、一年に一度開催するものとする。
- （2）理事長は、必要に応じて適宜評議員会を開催できるものとする。
- （3）評議員は、代理人を評議会に出席させることができる。
- （4）評議員会の議長は、理事長の推薦に基づき、出席した評議員の中から選出する。

第5条（評議員の任期等）

- （1）評議員の任期は2年とする。ただし、退任の申し出がない場合は2年延長し、以後この例にならう。
- （2）評議員はいつでも退任を申し出ることができる。

制定：2025年11月1日